



日・英原子力協定改正議定書



背景

- 英国は、欧州原子力共同体(ユーラトム)脱退に関連して、国際原子力機関(IAEA)との間で新たな保障措置協定を作成し、移行期間終了時に保障措置の切替えが行われた。
(※従来の保障措置協定は、ユーラトムを含む三者間で締結されたもの。)
- 日・英原子力協定上の英国において適用される保障措置に関する規定の改正が必要。



主な内容

- 英国において新たに適用される保障措置について反映する。
英・ユーラトム・IAEA保障措置協定、ユーラトム設立条約 → 英・IAEA保障措置協定、追加議定書
- 日・ユーラトム原子力協定の内容を加える。
核物質防護条約、原子力安全条約等の遵守に関する規定を加える。
知的財産の保護、情報の交換等に関する規定を加える。
- 核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映する。
協定の対象に原子力関連技術を加える。

早期締結の必要性

- 英国において新たに適用される保障措置について反映することを始め、英国のユーラトム脱退に伴って現行協定の規定上必要となる手当てを速やかに行うことにより、日英両国の間において、原子力の平和的利用のための適切な法的枠組みが引き続き確保される。

<現行協定>

1998年10月 発効

<経緯>

2018年10月 交渉開始決定
2019年6月 交渉を実施
2020年12月 署名

<我が国の原子力協定>

- ①カナダ、②豪州、③中国、④米国、⑤フランス、⑥英国、⑦ユーラトム、⑧カザフスタン、⑨韓国、⑩ベトナム、⑪ヨルダン、⑫ロシア、⑬トルコ、⑭アラブ首長国連邦、⑮インド

<英国の原子力協定>

- ①中国、②韓国、③ロシア、④日本、⑤アラブ首長国連邦、⑥インド、⑦米国、⑧豪州、⑨カナダ、⑩ユーラトム(暫定適用)